




報道発表資料の配付日時 2月16日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	「北海道人権配慮企業登録・紹介制度」の開始について
概要	<p>—【ポイント】—</p> <p>○ 人権への配慮が企業等の評価や信頼性を高めることへの理解を広げ、人権が尊重される地域社会の実現を図ることを目的として、本制度を導入し、登録企業を募集します。</p> <p>1 北海道人権配慮企業登録・紹介制度について</p> <p>(1) 概要</p> <p>ア 登録対象者 北海道内に事業所があり、道内において事業活動を行う企業等（法人、団体又は個人事業主）</p> <p>イ 登録要件 北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野の中から、1分野以上で人権を尊重した取組を行っていること</p> <p>(2) 手続の流れなど</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsに関連づけた「登録サポートマップ」を活用して、自社の取組状況をセルフチェック</li> <li>・セルフチェック後、企業等がPRしたい取組を選定して、道へ登録申請</li> <li>・登録企業等に登録証を交付し、「紹介シート」を道のHP等で公開し、取組内容や成果をPR</li> </ul> <p>※ 課内に配置した「登録コーディネーター」が登録のサポートをいたします</p> <p>(3) 登録企業等（計14社 / 五十音順、R5.2.16時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社エイト設計</li> <li>・株式会社管野組</li> <li>・キーウェア北海道株式会社</li> <li>・株式会社キミタス</li> <li>・日本たばこ産業株式会社 北海道支社</li> <li>・幡本印刷株式会社</li> <li>・株式会社北洋銀行</li> <li>・一般社団法人Hokkaido Adaptive Sports</li> <li>・株式会社北海道銀行</li> <li>・北海道労働金庫</li> <li>・株式会社北海道ホーム販売</li> <li>・特定非営利活動法人未来の職場</li> <li>・株式会社らむれす</li> <li>・株式会社リペアサービス</li> </ul> <p>※上記は、本制度の導入に向けて昨年11月から実施していた試行にご協力いただき、先行登録した企業等です。</p> <p>2 その他 詳細は、道ホームページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/jinken/jinken-hp/jinnkennhairyokigyou.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/jinken/jinken-hp/jinnkennhairyokigyou.html</a></p> 
報道（取材）に当たってのお願い	人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていくためにも、多くの道内企業等の皆様方にご登録いただきたいことから、積極的な報道をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク
担当（連絡先）	環境生活部くらし安全局道民生活課（担当者：主幹 古川） 電話 011-206-6148（ダイヤルイン）24-153（内線）

# 北海道人権配慮企業登録・紹介制度 がスタートしました！(R5.2~)

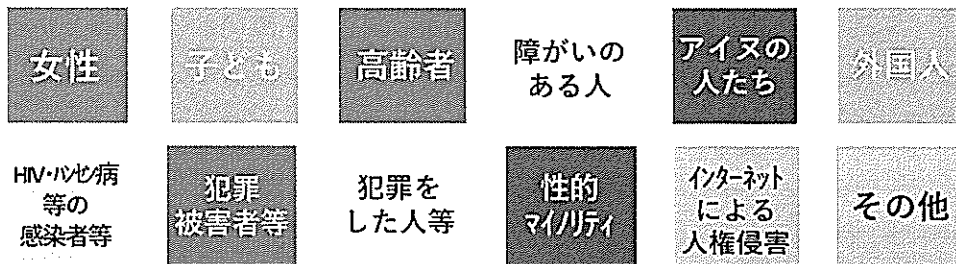
## 「北海道人権配慮企業登録・紹介制度」とは

北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野に関連する人権配慮の取組を行われている道内企業等を登録し、道がHP等で紹介することにより、人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていく制度です。

## 「北海道人権施策推進基本方針」について

道では、道民一人一人が互いの個性や人格、多様性を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会の実現に向けて、この基本方針を定め、様々な主体の参画と協働のもとに取組を進めています。

### 【12の人権分野】



この基本方針は、SDGsの趣旨にも対応するものです。企業等の皆様方には、SDGsを入口に、本制度への登録をご検討いただくことができます(裏面参照)。

SDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)とは

SDGsとは持続可能な社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。



# 北海道人権配慮企業登録・紹介制度の概要

※ 制度の詳細な内容は、道HPをご参照ください。

## ◆ 登録対象者

北海道内に事業所があり、道内において事業活動を行う企業等（法人、団体又は個人事業主）

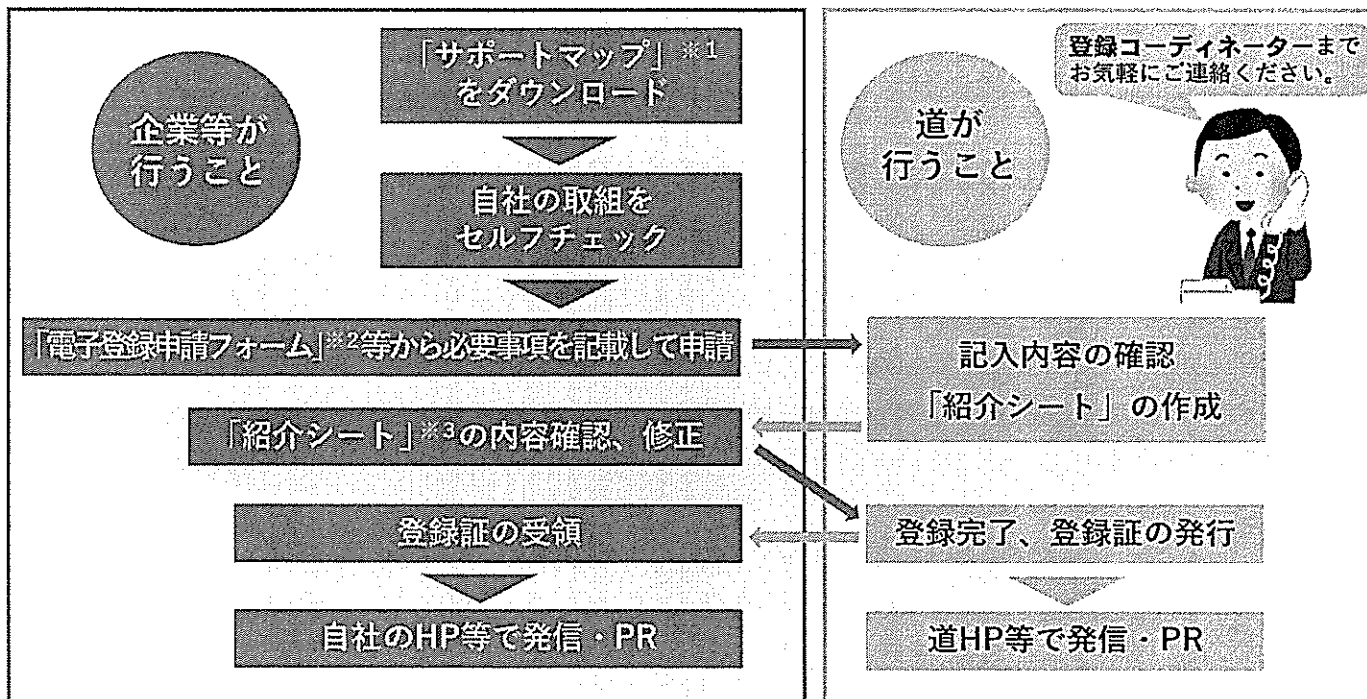
## ◆ 登録要件

基本方針に掲げる12分野の中から、1分野以上で人権を尊重した取組を行っていること。

## ◆ 登録の有効期間

登録の日から3年間。更新をする場合は、有効期間満了の日までに更新申請を行うこと。登録期間中の内容変更も可能。

## ◆ 手続の流れ



### 《イメージ》

人権配慮企業登録・紹介制度 登録サポートマップ(案) ※1

No.	人権配慮の取組	実施する50%の目標とゴール	具体的な取組(※事業者記載欄)		【北海道人権配慮推進基本方針】の人権分野																	
			取組内容	注1)アゾー用しない取組(取組内容紹介ページに掲載)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
1	【経営方針など】性別、年齢、障がい、国籍、出身地などによる差別を排除する取組を推進するため、経営方針や就業規則、就業規則などの取組中に具体的な目標として記載し、社内での取組、実践などに取り組むこと。	50%																				
2	【就業規則】差別などの禁止に係る規定を設けずるとともに、企業活動が社会に及ぼす影響に配慮するなどの、経営や労働環境改善の取組を実施すること。	50%																				
3	【業務や社内規定など】性別、年齢、障がい、国籍、出身地などによる差別を排除する取組を推進するため、就業規則や就業規則などの取組中に具体的な目標として記載し、社内での取組、実践などに取り組むこと。	50%																				
4	【情報公開】企業活動が社会に及ぼす影響に配慮するなどの、経営や労働環境改善の取組を実施すること。	50%																				

※2 (1) 企業情報書 (PDF) (2) 企業情報書 (HTML) (3) ホームページURL

※3 具体的な取組(※事業者記載欄)

## 登録いただくメリット

- ◆ 道から登録証が交付されます。
- ◆ 道ホームページ等で、登録企業等の取組や成果を紹介します。

SDGsなど人権への関心は高まっており、

企業価値の向上 人材の確保・育成

ビジネスチャンスの拡大

などにつながることを期待されます！

その他、詳細については、道ホームページでご確認ください。

北海道人権配慮企業登録制度



お問い合わせ：登録コーディネーター連絡窓口（北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）  
TEL：011-206-6148（直通） / E-mail：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp